

別添

令和8年6月23日付け事務連絡より記載にあたっての補足事項

【補助対象関係】

1 病院が国による内示前にICT機器等を調達した場合、当該ICT機器等は補助対象外になりますか。

(答)

- 国による内示前に調達したICT機器等は補助対象外です。
- なお、ここでいう「調達」とは納品や契約を想定しています。

(千葉県補足)

- 具体的には、内示以降に契約日が設定されていれば補助対象となります。
なお、契約準備行為である入札事務を進めていただくのは構いませんが、その場合も「開札」は内示日以降に行ってください。

2 ICT機器等の調達方法について、購入と比べてリースが廉価の場合はリースによって調達することは可能ですか。

(答)

- 購入と比べてリースが廉価な場合はリースによる調達も可能ですが、補助対象となるリース料は内示後から令和8年度中の経費のみとなり、令和9年度以降の経費は本事業の対象外となる点についてご注意ください。

3 単なるPCの買い換えは対象外と認識していますが、更新によって機能が大幅に向上するICT機器等も対象外になるのでしょうか。

(答)

- 現時点において明確に補助対象外としている設備は、電子カルテの更新費用や単なるPCの入れ替え費用のほか、導入するICT機器等の運用・保守費用等のランニングコストとなります。
- ご質問の事例はこれに含まれていませんが、業務効率化・勤務環境改善への効果の確認や既存の財政支援との関係を整理する等の精査は必要であり、個別具体的に判断していくことになります。

4 地域医療介護総合確保基金の区分VIや既存の国庫補助事業の補助対象となるICT機器等は本事業の補助対象外になるのでしょうか。

(答)

- 既存の国庫補助事業の申請の有無や、その申請内容を確認する必要があります。
- その上で同一の設備に対して複数の補助事業から補助を受けることはできません。

別添

5 「既存の I C T 機器等」について、機能改修によって業務効率化等に資する新たな機能を追加することは補助対象になるのでしょうか。

(答)

- 定量的な業務効率化等の効果が出せるのであれば、補助対象になり得ます。

6 「既存の I C T 機器等」と「既存の電子カルテ」を連携するシステムの導入費用は補助対象になるのでしょうか。

(答)

- 定量的な業務効率化等の効果が出せるのであれば、補助対象になり得ます。

7 導入する I C T 機器等の運用・保守費用等のランニングコストは対象外のことですが、サービスの利用料はこれに含まれず、対象になるのでしょうか。

(答)

- 「ランニングコスト」は I C T 機器等に附随する電気代や通信料のほか、修理代や点検費用など当該機器等の運用において不可欠とはいえないものが該当します。
- 「利用料」は当該料金を支払わないとそもそも利用できない場合など、I C T 機器等の運用に不可欠といえるものを想定しています。
- なお、「利用料」についても国による内示後に生じる経費が補助対象となりますが、契約の性質上、令和 8 年 4 月から利用料の支払いが必須という場合は、国実施要綱に定めるとおり、令和 8 年度中の費用が補助対象となります。

(参考：国実施要綱の記載)

「令和 8 年度中に生じる利用料等（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に生じる最大 12 ヶ月分）も対象となるが、本事業において、令和 9 年度以降に生じる当該経費への支援は行えないことに留意すること。」

(千葉県補足)

- 「令和 8 年 4 月から利用料の支払いが必須」とは、内示以降に契約したとしても、導入相手方の契約の性質上、遡って 4 月からの年間分の利用料が発生するものに限り、月額及び日額等で発生する費用は対象外になります。

【納品支払関係】

1 国による内示後、病院が調達する I C T 機器等の納品や支払いはいつまでに終える必要がありますか。

(答)

- 本事業は、国による内示時点から令和 9 年 3 月 31 日まで生じる業務効率化に必要な経費が補助対象となるため、病院における納品や支払いは令和 9 年 3 月 31 日までに終えていただくようお願いいたします。
- なお、都道府県や病院においてこのような対応等が困難な場合は厚生労働省医政局医療経営支援課までご相談ください。

別添

2 都道府県から国への実績報告期限は交付要綱では事業完了日から1ヶ月後又は令和9年4月10日までとされていますが、期日までに提出が難しい場合はどのように対応したらよいでしょうか。

(答)

○ 厚生労働省医政局医療経営支援課までご相談ください。

3 都道府県から病院には精算(確定)払いすべきでしょうか。

(答)

○ 国と都道府県と関係では、国交付要綱「9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。」とあり、原則は精算払い、必要があると認める場合のみ概算払いとしていますので参考にしてください。

【業務効率化計画関係】

1 「(1) 申請者の概要」に病院名を記載してもよいでしょうか。

(答)

○ 保険医療機関コード欄と住所欄の間に病院名を記載する欄を設けたひな形も用意しましたのでご活用ください。

2 「(1) 申請者の概要」にある「職員数(職種別人数)」は常勤換算でしょうか。「病床数」は稼働病床数でしょうか。記載する時点も含めて教えてください。

(答)

- 「職員数」については常勤換算人数の記載を想定しています。
- 「病床数」については使用許可病床数を想定しています。
- いずれも令和8年4月1日時点の値を記載してください。

(参考：常勤換算について)

※病床機能報告 ([001593766.pdf](#)) における計算方法を引用しています。

常勤職員とは、雇用形態にかかわらず貴院で定められた勤務時間をすべて勤務する者を指します。ただし、病院で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤として計上し、その他は非常勤(常勤換算)として計上します。

非常勤職員とは、病院と雇用関係にあつて上記の常勤でない職員を指します。病院の1週間の所定労働時間を基本として、下記のように常勤換算して小数点第一位まで(小数点第二位を四捨五入)を記載してください。

なお、非常勤職員が月単位で管理されている場合には、1か月の所定労働時間を用いて、1か月の勤務時間について常勤換算して計上してください。

別添

3 「(3) 本事業で導入予定の機器・サービスの名称と金額(補助経費の一覧)」に記載する金額の上限の有無、補助対象経費以外の金額の記載の要否、税抜き・税込みの別、概算額・精算額の別について教えてください。

(答)

- 本欄は補助金を活用する費用の一覧を記載するため、令和8年度中に生じる業務効率化に必要な経費(※)の5分の4(上限8,000万円)を記載してください。
- また、補助対象経費のうち、補助上限額を上回る部分があれば「自前財源活用部分」として記載しても差し支えありませんが必須ではありません。
- なお、補助対象経費以外の経費は記載不要です。
- 金額については「税抜き」の金額を記載してください。
- また、内示前に金額を記載することになるため、見積もり段階等の概算額が記載されることを想定しています。

(※) 国実施要綱(4)(※3)「業務効率化に資するICT機器等の導入及びそれに附随する費用が対象である。」

(千葉県補足)

- 例) 導入に要する費用が1億2,000万の場合、補助対象経費8,000万(上限)、自前財源活用部分4,000万と記載してください。

4 「(3) 本事業で導入予定の機器・サービスの名称と金額(補助経費の一覧)」に記載するICT機器等について「●●社製」は必須でしょうか。

(答)

- 病院によっては国による内示後に入札を行い、具体的な製品が決定することもあるため、任意記載となります。

5 「(5) 具体的な取組内容」「3. 本事業で取り組む内容(3年間の計画の全体像)」には2年目以降のICT機器等の導入計画を記載してもよいのでしょうか。

(答)

- 2年目以降のICT機器等は本事業の補助対象となりませんが、記載して差し支えありません。

6 業務効率化計画を補足する参考資料を添付することは可能でしょうか。

(答)

- 国による選定を公平に行う観点から、業務効率化計画以外の資料を添付することは適切ではないと考えます。補足すべき事項があれば「10. 補足事項」に記載いただくようお願いいたします。

別添

7 歯科部門の業務効率化等に取り組む病院の歯科医師数や取組はどこに記載すればよいでしょうか。

(答)

- 歯科医師数は「医師数」に含めて差し支えありません。取組についても「医師部門」に記載して差し支えありません。

8 同一法人において複数の病院を運営している場合、業務効率化計画は法人単位で複数病院分をまとめて作成することは可能でしょうか。

(答)

- 本事業は病院ごとの業務効率化・職場環境改善の取組を評価するものです。
- そのため、同一法人において複数の病院を運営している場合であっても、病院ごとのICT機器等の導入による「業務効率化計画」を作成・提出してください。
- その場合の「(3) 本事業で導入予定の機器・サービスの名称と金額(補助経費の一覧)」や「7. 年度別の効率化目標(定量)」等の内容も、病院ごとに生じる費用や、病院ごとの目標値を記載してください。
- なお、法人本部がICT機器等を一括調達する場合の費用については、「業務効率化計画」を作成する病院において生じる部分のみを按分する等して適切に算出してください。

9 「7. 年度別の効率化目標(定量)」の「② 本事業による取組に対応する業務に要する時間の削減(導入前の連続5日間と、導入後6か月・1年経過後のそれぞれ連続5日間で計測)」について、「連続5日間」の時期は病院の任意で設定してよいでしょうか。また、その他の項目も含め、計測対象職員数の目安を教えてください。

(答)

- 「連続5日間」の時期は病院の任意で設定可能です。なお、「連続5日間」とした背景には、曜日ごとに患者数や業務内容が異なることも想定され、そのような影響をなるべく少なくするため、例えば、ICT機器等の導入前の特定の週における月曜日から金曜日の連続5日間で超過勤務時間や業務に要する時間を計測し、ICT機器等の導入によってこれがどれだけ減少するか定量的な目標を立てることが想定されます。
- 計測対象職員数の目安はありませんが、対象部門の実態を的確に表せるのであれば、柔軟に職員や診療科等の範囲を設定して差し支えありません。

10 年度別の取組を記載する際、ICT機器等の導入時点が令和8年度途中となるため、1年目の取組開始時期をICT機器等の導入時点として、当該時点を起点とした最大3年間の目標を設定することは可能でしょうか。

(答)

- 可能です。

別添

【評価基準関係】

1 国が示している「評価基準」の評価点A～Dについて、国の評価時は具体的な点数を設定する予定ですか。

(答)

○ 「評価基準」のうち、

「⑦上記課題を解決するのに的確かつ十分な効果がある取組内容となっているか。」

「⑧取組を今後定着させ、また、拡大・発展させていく具体的方針や内容が定められているか。」

「⑨取組内容が病院全体の業務効率化・勤務環境改善に与える波及効果が相当程度あると認められるか。」

については、A：20点、B：10点、C：5点、D：0点

「⑩具体的かつ定量的な効率化目標が、意欲的であり、かつ、達成可能とするだけの合理的な根拠があると認められるか」

についてはA：30点、B：20点、C：10点、D：0点

とした上で、

その他の項目については、A：10点、B：6点、C：4点、D：0点とした、

合計180点とする予定です。